

第18号議案

春日市地区公民館等設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

春日市春日共同利用施設の用地を地権者に返還するため、当該施設を廃止し、新たに春日市春日地区公民館を設置することとしたい。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市地区公民館等設置条例の一部を改正する条例

春日市地区公民館等設置条例(昭和63年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条の表中

「

春日市大土居地区公民館	春日市大土居3丁目148番地3
-------------	-----------------

」

を

「

春日市大土居地区公民館	春日市大土居3丁目148番地3
春日市春日地区公民館	春日市春日1丁目111番地

」

に改める。

第7条の表中

「

春日市光町共同利用施設	春日市光町2丁目180番地1
春日市春日共同利用施設	春日市春日3丁目48番地

」

を

「

春日市光町共同利用施設	春日市光町2丁目180番地1
-------------	----------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。